

令和6年12月3日作成

気仙沼港（商港）に船舶の係留を希望する方へ

宮城県気仙沼土木事務所 行政班
所在地：気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6
TEL：0226-24-2539
FAX：0226-24-3183
mail：ksdbks@pref.miyagi.lg.jp

気仙沼港（商港）に船舶を係留する際には、港湾管理者である気仙沼土木事務所長の許可が必要です。許可なく、当港の岸壁に船舶を係留することはできません。

なお、バース位置は別紙のとおりとなっております。予約の流れは以下のとおりです。

1 バースの空き状況の確認及び予約受付

- 行政班宛てに電話によりバースの空き状況をお問合せください（ただし、開庁日の午前8時30分から午後5時15分に限ります。）。
- バースに空きがある場合、係留を希望する日時、船舶の船名・長さ・喫水、会社名、担当者名、連絡先等を行政班から伺います。係留期間は、最長で着岸日を含めた5日間です。
- 係留を希望する船舶の長さ・喫水に応じて、行政班で、係留するバースを指定します。
- 指定されたバースでよろしければ、予約受付は完了となります。

※ 電話をする日の2週間後の土曜日に着岸の係留まで予約可能です。年末年始、ゴールデンウィーク等の閉庁日も同様です。毎週月曜日に予約可能期間が1週間（その月曜日の2週間後の日曜日～土曜日）追加されます。

〈例〉令和6年12月2日から6日に電話をする場合、電話をした日から令和6年12月21日までに着岸する係留の予約が可能です。

日	月	火	水	木	金	土
12/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	17	24	25	26	27	28
29	24	25	26	27	28	29
30	31					

※ 船舶の係留希望日が決まり次第、早めにご連絡ください。

！！船種が、漁船である場合の留意事項！！

※ 気仙沼港（朝日埠頭）は商港です。貨物船、コンテナ船や客船等への係留許可が最

優先となります。

※ 貨物船等から係留の希望があった場合などには、漁船が係留の予約をした後又は漁船に対して許可書を発行した後でも、係留の予約又は許可を取り消す場合があります。船舶の係留をお断りする場合があります。あらかじめ御承知いただいた上で、御利用ください。

2 入港前手続様式（その1）の提出

- 行政班まで、窓口での手渡し、FAX、メールのいずれかで御提出ください。
 - 提出していただいた入港前手続様式（その1）の内容が、予約時に聞き取った内容と相違ないことを確認し、所内決裁後に、許可書を発行します。
 - 許可書をお渡しする準備ができましたら、行政班から御連絡いたします。
- ※ 係留できるのは、許可された期間のみとなります。変更が生じた場合には、改めて許可を受ける必要があります。行政班宛て速やかに、電話により御連絡ください。
- ※ 利用しなくなった場合も、行政班宛て速やかに、電話により御連絡ください。

裏面へ続く→

【総トン数が500トン以上の船の場合】

- 総トン数が500トン以上の船舶の場合、使用料が発生します。
- 入出港届（後述）で利用を確認した後、記載された到着日時及び出発日時により、使用料を正式に算定し、納入通知書を発行します。
- ※ 許可書には、参考までに許可期間における使用料を記載しています。
- 申請者宛てに納入通知書を送付しますので、納期限までに納入をお願いいたします。

〈使用料の算定例〉

※ 使用料は、外航か内航かの違いと総トン数と係留時間によって算定されます。

〈例〉 総トン数500トンの船が24時間係留した場合（内航船の場合）

$$500\text{トン} \times 5.06\text{円} = 2,530\text{円}$$

（10円未満の端数がある場合は、10円に切り上げ）

詳しくは、右のQRコードもしくは以下のURLから、宮城県HPをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/ryoukin-20191001.html#kouwannsisetusiyouryou>



3 入出港届の提出

- 入港及び出港後、入出港届を御提出いただきます。
- 様式右上の「3. 到着日時／出発日時」に、**実際に着岸した日時と離岸した日時等**、必要事項を記入の上、行政班まで、窓口での手渡し、FAX、メールのいずれかで御提出願います。

御不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。